

【施策展開の基本方針】

- 食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な衛生管理の推進を支援します。
- 食中毒症状が重症化しやすい高齢者・乳幼児施設に重点的な監視指導を実施し、健康危害の発生を未然に防止します。また、食中毒発生時には的確に対応し、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。

【今後の取組】

- 1 食品関係事業者に対する監視指導
- 2 自主的衛生管理推進の支援
- 3 食品安全における危機管理体制の整備

【指標】

指標名	現状	目標値
集団給食施設に対する監視指導率（％）	100％超	維持

※監視指導率（％）：1年間の監視指導数/集団給食施設数

《関係機関の取組》

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等を通じて食品衛生に関する最新情報の収集に努めます。 ・ HACCPによる自主的衛生管理体制の構築、衛生管理水準の向上に努めます。 ・ 高齢者・乳幼児施設等で給食を提供している事業者は、健康被害の未然防止のため、自主的衛生管理のさらなる充実を図ります。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全に関する正しい知識の習得に努めます。 ・ 食品の表示事項をよく確認し、家庭での適切な取り扱いに努めます。 ・ 食中毒等が発生した際には速やかに保健所に通報し、調査に協力します。
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内町村や関係機関と綿密に意見交換を行うとともに情報を共有し、健康危機管理対策の拠点として食品の安全確保に努めます。 ・ 衛生講習会や一斉監視事業を通じて、適正表示やHACCPによる衛生管理導入に向けた事業者の取組を支援します。 ・ 衛生講習会や拭取り検査を実施し、高齢者・乳幼児施設等を含めた事業者の自主的衛生管理推進に協力します。 ・ ホームページや情報誌等を通じて、地域住民に食品安全に関する普及啓発を行います。 ・ 食中毒予防に係る「災害時における島しょ保健所活動マニュアル」を再点検し、自然災害発生時の危機管理体制の充実を図ります。

第4節 生活環境対策

【現状と課題】

1 環境衛生関係施設の衛生確保

環境衛生関係施設（理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、温泉利用施設等）は、島民生活に深く関わっています。また、島しょ圏域では観光が重要な産業の一つであり、旅館業施設や公衆浴場施設等は多くの観光客が利用しています。

島民や観光客等の安全・衛生を守るためにはこれらの施設の適切な衛生管理が重要です。

島しょ圏域では、環境衛生関係施設の半数を占める旅館業施設をはじめ、多くの施設が小規模・個人経営であり、衛生管理水準の維持・向上への継続した取組が必要です。

島しょ保健所各出張所における環境衛生関係施設数（平成29年度末）

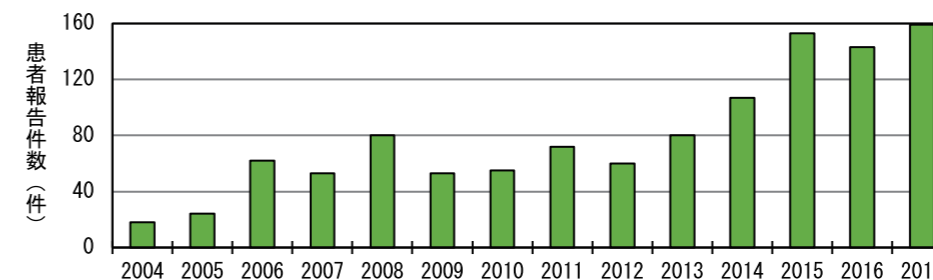
区分	総数	大島	三宅	八丈	小笠原
環境衛生関係施設数	1049	520	118	276	135
旅館業施設数（再掲）	568	306	55	95	112

2 レジオネラ症予防対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌を含むエアロゾル等を吸入して起こる四類感染症で、高齢者など抵抗力の弱い人ほど感染しやすいことが知られています。近年、東京都においても患者発生報告件数が増加傾向にあります。

レジオネラ属菌は循環設備のある入浴設備等において繁殖しやすいことが知られており、レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽等の設備のある旅館業施設や公衆浴場施設等では、施設に応じた適切な衛生管理の徹底が求められています。

東京都におけるレジオネラ症患者報告件数



資料：「東京都感染症発生動向調査事業報告書」東京都福祉保健局

3 飲料水の安全確保

島しょ圏域において、飲料水（水道水）は島民生活を支える重要なライフラインです。

安全で衛生的な飲料水の供給は町村の重要な事業である一方、一旦飲料水を貯水槽へ貯めてから給水を行う貯水槽水道施設（専用水道施設、簡易専用水道施設及び小規模貯水槽水道施設等）については、施設設置者が衛生的な飲料水を供給することが求められています。

貯水槽水道施設では貯水槽の定期的な清掃・点検等が必要ですが、島しょ圏域においては貯水槽清掃や水質検査を行う専門の業者が少ないなど管理が難しい状況があります。

4 衛生害虫対策

島しょ圏域は温帯から亜熱帯に位置し温暖多雨な海洋性気候であること、また住宅周囲にも豊かな自然があることなどから、感染症媒介蚊であるヒトスジシマカなどのヤブカ類が非常に発生・繁殖しやすい環境です。また、屋外性のダニ（ツツガムシ）が媒介するつつが虫病や、住宅でのネズミに関する相談なども報告されています。海外からの観光客の増加や温暖化などを踏まえ、衛生害虫等への対策に取り組む必要があります。

【施策展開の基本方針】

- 環境衛生関係施設及び貯水槽水道施設等への監視指導、理化学検査・細菌検査等の行政検査、普及啓発等の施策を通じ、事業者による施設の衛生水準の維持・向上を推進し、島しょ圏域における島民及び観光客等の安全・衛生に寄与します。

【今後の取組】

- 1 環境衛生関係施設に対する監視指導
- 2 循環式浴槽等の設備を持つ施設に対するレジオネラ属菌の行政検査
- 3 貯水槽水道施設に対する監視指導及び報告徴収。水道事業者からの報告徴収
- 4 衛生害虫等に関する相談対応及び普及啓発

【指標】

指標名	現状	目標値
レジオネラ属菌行政検査実施率	100%	維持

※行政検査実施率（%）：1年間の検査件数/対象施設数

《関係機関の取組》

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 環境衛生関係施設の事業者は、自らの施設が島しょ振興の一翼を担っていることを認識し、衛生水準の維持・向上を図ります。 • 循環式浴槽等の設備を持つ事業者は、レジオネラ症の発生予防に向けた施設・設備の維持管理や保健所への報告を行います。 • 貯水槽水道施設設置者は、施設の定期的な清掃・点検等を通じて適正な管理に努め、安全で衛生的な飲料水を提供します。 • 講習会等を通じ環境衛生に関する最新情報の収集に努めます。
島民	<ul style="list-style-type: none"> • 衛生害虫等に関する正しい知識の習得及び対策に努めます。
保健所	<ul style="list-style-type: none"> • 環境衛生関係施設に対し、業態に応じた監視指導を実施します。また検査結果等に基づき、衛生管理の助言・啓発を行います。 • レジオネラ属菌の行政検査及び循環式浴槽等維持管理状況報告書の報告等に基づき、施設ごとの衛生管理方法を指導・助言します。 • 水道事務月報の報告を徴収します。また、貯水槽水道施設への監視指導や清掃・点検状況報告を求め、衛生確保に取り組みます。 • 保健所だよりや講習会等を通じ、衛生害虫等に関する情報を普及啓発します。また、町村による衛生害虫等への対策を支援します。